

# 近時の預金等に係る取引を巡る諸問題

2015年1月

金融法務研究会

# は し が き

本報告書は、金融法務研究会第2分科会における平成24年度の研究成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成24年度は「近時の預金等に係る取引を巡る諸問題」をテーマとして取り上げ、そこでの研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書では、第1章で「預金取引と成年後見」（山下純司担当）、第2章で「預金債権の共同相続」（野村豊弘担当）、第3章で「投資信託の共同相続—補論とともに」（中田裕康担当）、第4章で「権限のない者への預金の払戻し、および、権限のない者が行なう振込」（山田誠一担当）、第5章で「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律を巡る私法上の問題」（沖野眞巳担当）を取り上げている。

このうち第1章では、高齢化社会の進展によって今後成年後見制度等の活用の増加が予想されることから、預金者について成年後見等が開始した場合における法的な問題点を検討する。第2章では、預金債権の共同相続に関する判例・学説を整理し、この問題をどのように考えるべきかについて銀行実務を踏まえつつ検討する。第3章では、投資信託の共同相続において遺産分割前に一部の相続人のみで権利行使することが可能かどうかという問題について考察するとともに、最判平成26年2月25日の判決内容についても紹介を行っている。第4章では、振込先を誤って振込指図が行われた結果、原因となる法律関係のない振込が行われた事案と、盗難通帳である他人の通帳を無権限で支配している者が、別の預金口座から無権限で払い戻した資金を、その通帳に係る預金口座から自ら払戻しするために、その預金口座を振込先として振込指図を行う事案の相違をもとに、権限のない者が行う振込があった場合の関係当事者の法律関係を検討する。第5章では、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」の仕組みのもとでの預金契約に関する私法上の法律関係のうち、受託金融機関の取引停止措置に関する問題と預金債権の帰趨の問題について検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部をお願いしている。

最後に、同分科会では、平成25年度には「銀行取引と相続・資産承継を巡る諸問題」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

平成27年1月  
金融法務研究会座長  
岩原紳作

# 目 次

<b>第1章 預金取引と成年後見</b> （山下純司）	1
1 はじめに	1
2 成年後見等が開始した場合の預金取引上の問題点	1
(1) 制限行為能力者の取消権	1
(2) 後見人等の法定代理権	3
(3) 任意後見の場合	4
3 銀行側の対応	4
(1) 約款上の届出義務と届出後の対応	4
(2) 届出義務違反が争われた事例	5
(3) 預金取引における問題点の指摘	7
4 現状の問題点	10
(1) 法定後見	10
(2) 保佐	11
(3) 補助・任意後見	11
5 おわりに	12
<b>第2章 預金債権の共同相続</b> （野村豊弘）	13
1 はじめに	13
(1) 「債権の準共有」と「多数当事者の債権関係」	13
(2) 銀行預金の実質的な預金者が複数人である場合	13
(3) 相続における預金の扱い	14
2 銀行預金の共同相続	15
(1) 遺産の共有	15
(2) 金銭債権の帰属	16
(3) 銀行実務における預金の払戻し	18
(4) 遺言によって、法定相続分と異なる相続分の指定が行われた場合	19
(5) 共同相続人のうち、特別受益を得た者あるいは寄与分を得るべき者がいる場合	20
(6) 預金債権について、「相続させる」遺言がなされた場合	21
(7) 遺言執行者がいる場合	21
3 おわりに	21

<b>第3章 投資信託の共同相続——補論とともに</b> （中田裕康）	22
1 本稿の目的	22
2 投資信託とは何か	23
(1) 投資信託の概要	23
(2) 証券投資信託の構造	24
3 可分な給付を目的とする債権等の共同相続	26
(1) 可分債権の共同相続に関する判例及び学説	26
(2) 当然分割帰属が否定された財産権	29
(3) 当然分割帰属の肯否の論拠の整理	32
4 投資信託の共同相続に関する裁判例	33
(1) 大阪地判平成18年7月21日金法1792号58頁	33
(2) 熊本地判平成21年7月28日金法1903号97頁	34
(3) 福岡高判平成22年2月17日金法1903号89頁	35
(4) 福岡地判平成23年6月10日金法1934号120頁	36
(5) 大阪地判平成23年8月26日金法1934号114頁	36
5 裁判例に現れた論点の整理	37
(1) 投資者の権利の可分性	37
(2) 解約実行請求権の行使	38
(3) 当事者に及ぼす影響	39
6 検討	39
(1) 投資信託の共同相続の基本的問題	39
(2) 投資者の権利の構造	40
(3) 投資信託の商品設計	42
(4) 考察	43
7 残された問題——可分な給付を目的とする債権の共同相続に関する一般的な問題	44
(1) 商品設計の自由と相続法理との関係	45
(2) 準共有と多数当事者の債権債務	45
(3) 「可分債権」の概念	45
8 補論——最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁	47
(1) 判決の内容	47
(2) 本判決の特徴	47

## 第4章 権限のない者への預金の払戻し、および、権限のない者が行なう振込

(山田誠一).....	50
1 問題の所在.....	50
2 権限のない者への預金の払戻し.....	52
(1) 窓口での預金の払戻し.....	52
(2) 権限のない者への預金の払戻しがあった後の法律関係.....	53
(3) ATM (CD) を使用した預金の払戻し (預金者保護法成立まで) .....	56
(4) 預金者保護法.....	58
3 権限のない者が行なう振込.....	61
(1) 検討の対象と順序.....	61
(2) インターネットバンキングにおける権限のない者がした振込操作.....	63
(3) 権限のない者が窓口で預金を払い戻し、その払戻金を振込資金として行なわれる振込.....	64
(4) 検討——権限のない者が預金を払い戻し、その払戻金を用いてする振込.....	67

## 第5章 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律を巡る

私法上の問題 (沖野眞巳) .....	69
1 はじめに.....	69
2 制度の概要.....	70
(1) 取引停止措置.....	71
(2) 預金債権の「消滅」手続.....	71
(3) 分配金の支払の手続.....	71
(4) 残務処理.....	72
3 取引停止措置.....	73
(1) 総論.....	73
(2) 取引の停止.....	73
(3) 取引停止措置を取ったことの適法性.....	75
(4) 取引停止措置に関連する義務——通知義務.....	79
(5) 取引停止措置の維持または解除.....	81
(6) 取引停止措置を取らなかったことの適法性.....	88
4 預金債権の帰趨——債権の消滅と金銭の保管.....	89
5 預金債権の帰属と被害者への分配金の支払.....	90

6 おわりに	93
(参考) 金融法務研究会第2分科会の開催および検討事項	94